

令和3年第1回占冠村議会臨時会会議録（第1号）

令和3年2月9日（火曜日）

○議事日程

		開会宣告（午前10時）
日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期決定について
		諸般報告
		議長諸般報告
		村長行政報告
日程第3		議長辞職の件
追加日程第1	選挙第1号	議長選挙について
追加日程第2		議席の変更について
追加日程第3		議長の委員辞任について
追加日程第4		常任委員の選任
追加日程第5		議会運営委員の選任
追加日程第6	選挙第2号	富良野広域連合議会議員の選挙について
日程第4	承認第1号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第5	議案第1号	令和2年度占冠村一般会計補正予算（第8号）
日程第6	同意案第1号	監査委員の選任につき同意を求めることについて

○出席議員（6名）

議長	8番	児玉眞澄君	副議長	1番	大谷元江君
	2番	藤岡幸次君		3番	五十嵐正雄君
	5番	下川園子君		6番	小林潤君

○欠席議員（1名）

7番 相川繁治君

○出席説明員

（長部局）

占冠村長	田中正治	副村長	松永英敬
総務課長	多田淳史	企画商工課長	三浦康幸
農林課長	平岡卓	林業振興室長	根本治
建設課長	小林昌弘	住民課長	小尾雅彦
福祉子育て支援課長	木村恭美	トマム支所長	平川満彦
会計管理者	伊藤俊幸	総務担当主幹	阿部貴裕

財 務 担 当 主 幹	鈴 木 智 宏	税 務 担 当 主 幹	佐々木 智 猛
保 健 予 防 担 当 主 幹	岡 本 叔 子		
(教 育 委 員 会)			
教 育 長	藤 本 武	教 育 次 長	合 田 幸

○出席事務局職員

事 務 局 長	岡 崎 至 可	主 任	久 保 璃 華
---------	---------	-----	---------

午前10時00分

◎開会宣言

○副議長（大谷元江君） おはようございます。ただいまの出席議員は6名です。定足数に達しておりますので、これから令和3年第1回占冠村議会臨時会を開会いたします。

開議に先立ちまして報告いたします。本日、相川議長が入院加療のため欠席しておりますので地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の私、大谷が議長の職務を行います。よろしくお願ひいたします。

◎開議宣告

○副議長（大谷元江君） これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程

○副議長（大谷元江君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○副議長（大谷元江君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、副議長において、3番、五十嵐正雄君、6番、小林潤君を指名します。

◎日程第2 会期決定について

○副議長（大谷元江君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（大谷元江君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日間と決定いたしました。

◎議長諸般報告

○副議長（大谷元江君） これから、諸般の報告を行います。

事務局長。

○事務局長（岡崎至可君） 審議資料の1ページをお願いいたします。今期臨時会に付議された案件は承認第1号から同意案第1号までの3件です。説明のため出席を要求したところ、通知のあった者の職及び氏名は村長以下記載のとおりです。令和2年第6回定例会以降の議員の動向は、12月11日広報特別委員会①から記載のとおりです。

審議資料の4ページから5ページは令和2年11月分の例月出納検査の結果です。審議資料の6ページから7ページは令和2年12月分の例月出納検査結果です。

なお、富良野広域連合議会議長の相川議長は、2月2日付で辞職願を提出、同日付で受理され、広域連合議会議長の職及び議員を辞職されておりますのでご報告いたします。以上です。

○副議長（大谷元江君） これで諸般の報告を終わります。

◎村長行政報告

○副議長（大谷元江君） 村長から行政報告のため、発言を求められておりますので、その発言を許可します。

村長。

○村長（田中正治君） 議長のお許しがありましたので行政報告をいたします。審議資料2ページになります。1、主な用務等ではありますが、12月10日、令和2年第6回占冠村議会定例会以降の行動につきましては記載のと

おりでございます。

次に3ページ、2、入札につきましては記載のとおり1件を執行しております。以上で行政報告を終わらせていただきます。

○副議長（大谷元江君） これで行政報告は終わりました。

◎議長辞職の件

○副議長（大谷元江君） 日程第3、議長辞職の件を議題といたします。職員に辞職願を朗読させます。

事務局長。

○事務局長（岡崎至可君） 朗読いたします。令和3年2月2日、占冠村議会副議長、大谷元江殿。占冠村議会議長、相川繁治。

辞職願。この度、身体不調により、議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。以上です。

○副議長（大谷元江君） お諮りします。

相川繁治君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（大谷元江君） 異議なしと認めます。

したがって、相川繁治君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

◎追加日程第1 選挙第1号

○副議長（大谷元江君） ただいま、議長が欠員となりました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大谷元江君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、

追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

村長及び幹部職員、傍聴の皆様申し上げます。これより議長選挙等を行うため、時間がございますのでその間退席されて結構です。再開の際は追ってご連絡をいたします。なお、議場に残られた場合、選挙の際は議場を閉鎖いたしますので、出入りができなくなることを申し添えます。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時09分

○副議長（大谷元江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1、選挙第1号、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○副議長（大谷元江君） ただいまの出席議員数は6名です。

次に立会人を指名します。会議規則第32条の規定により、立会人に2番、藤岡幸次君、5番、下川園子君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○副議長（大谷元江君） 投票用紙の配付もれはありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（大谷元江君） 配付もれなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○副議長（大谷元江君） 異常なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の

うえ、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（岡崎至可君） 氏名を読み上げます。2番、藤岡幸次議員。3番、五十嵐正雄議員。5番、下川園子議員。6番、小林潤議員。7番、児玉眞澄議員。1番、大谷元江副議長。

（全議員により投票が行われる）

○副議長（大谷元江君） 投票もれはありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（大谷元江君） 投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。藤岡幸次君、下川園子君、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○副議長（大谷元江君） 藤岡議員、下川議員、立ち合いありがとうございました。自席にお戻りください。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数6票、これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。そのうち、有効投票6票、無効投票0票です。

有効投票のうち、児玉眞澄君6票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2票です。

したがって、児玉眞澄君が当選されました。議場の出入口を開きます。

（議場閉鎖解除）

○副議長（大谷元江君） 会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

議長が決まりましたので、席を交代いたします。

（席交代）

○議長（児玉眞澄君） 議長就任にあたりまして本席より一言ご挨拶申し上げます。思い

もかけぬ相川前議長の辞任によりまして、議員としてもまだまだ経験が浅いこの私が議長の椅子に座るなどということはまさに青天の霹靂であり、その責任の重さを痛感しているところでありますが、現状の議会構成を考えますと、誰かがその任を負わなければならないわけでありまして、ご推挙いただいた議員各位の負託にお応えをして、奮勇をふるい就任を決断するに至ったところであります。

新型コロナウイルス感染症は依然として猛威を振るっており、そのため、村政においても感染対策、深刻な影響を受けている住民の方々への支援等に全力を傾注しているところでありますが、財政問題をはじめとして多くの課題が山積していることはご承知のとおりであります。

地方自治の本旨は二元代表制にあると、私は考えております。議会と行政は対等に緊張関係を保ちながら真摯に議論を重ね、そして、住民のための施策を実行していくことが明日のこの村の発展につながるものと確信致しております。議会においてもさまざまな取組みが求められておりますが、議員各位のご理解とご協力を得ながら、公平無私を旨として、円滑な議会運営とさらなる議会活性化に努めてまいり所存であります。どうぞ、今後とも議員皆様方のご指導並びにご協力を賜りますようお願い申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。どうか今後ともよろしくお願いいたします。

◎追加日程第2 議席の変更について

○議長（児玉眞澄君） お諮りします。

議席の変更についての件を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに議席の変更をしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、議席の変更についての件を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに議席の変更をすることに決定しました。

追加日程第2、議席の変更についての件を議題とします。議席は、会議規則第4条第3項の規定により議長において指定いたします。職員に朗読させます。

事務局長。

○事務局長(岡崎至可君) 議席の変更を申し上げます。議席番号8番に児玉眞澄議長、議席番号7番に相川繁治議員とします。以上です。

○議長(児玉眞澄君) ただいま朗読したとおり議席の一部変更をします。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時22分

○副議長(大谷元江君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程第3 議長の委員辞任について

○副議長(大谷元江君) お諮りします。

児玉議長より総務産業常任委員及び議会運営委員の辞任の申し出がされておりますので、占冠村議会委員会条例第11条の規定により、議長の委員辞任についての件を日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 異議なしと認めます。

したがって、議長の委員辞任についての件を日程に追加し、追加日程第3として、日程

の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第3、議長の委員辞任についての件を議題といたします。

議長におかれましては、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので退場を求めます。

(児玉眞澄君退場)

○副議長(大谷元江君) 児玉議長から総務産業常任委員及び議会運営委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は申し出のとおり、辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 異議なしと認めます。

したがって、議長の委員辞任についての件は許可することに決定いたしました。

児玉眞澄君の入場を許可します。

(児玉眞澄君入場)

○副議長(大谷元江君) しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時26分

○議長(児玉眞澄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程第4 常任委員の選任について

○議長(児玉眞澄君) お諮りします。

占冠村議会委員会条例第6条第1項の規定により、常任委員の選任を日程に追加し、追加日程第4として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、常任委員の選任を日程に追加し、追加日程第4として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第4、常任委員の選任を議題とします。常任委員の選任については、議長において、相川繁治君を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、常任委員に相川繁治君を選任することに決定しました。

◎追加日程第5 議会運営委員の選任

○議長(児玉眞澄君) お諮りします。

議会運営委員の辞任により、委員に欠員が生じたので、議会運営委員の選任を日程に追加し、追加日程第5として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員の選任を日程に追加し、追加日程第5として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第5、議会運営委員の選任を議題とします。1名が欠員となっています議会運営委員の選任については、占冠村議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長において、藤岡幸次君を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、議会運営委員に藤岡幸次君を選任することに決定しました。

◎追加日程第6 選挙第2号

○議長(児玉眞澄君) お諮りします。

富良野広域連合議員の辞職により、欠員が生じたので、富良野広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第6として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、富良野広域連合議員の選挙を日程に追加し、追加日程第6として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第6、選挙第2号、富良野広域連合議会議員の選挙を行います。

議員の欠員は1名です。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦によることに決定しました。

指名の方法については、議長において指名推薦することにいたしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名推薦することに決定しました。

富良野広域連合議会議員に私、児玉眞澄を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した私、児玉眞澄を当

選人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。
したがって、ただいま指名した私、児玉眞澄が富良野広域連合議会議員に当選しました。
ここで10時45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○議長(児玉眞澄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第4 承認第1号

○議長(児玉眞澄君) 日程第4、承認第1号、専決処分につき承認を求めることについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。承認第1号については総務課長、多田淳史君。

○総務課長(多田淳史君) 承認第1号、専決処分につき承認を求めることについてご説明を申し上げます。1ページをお願いいたします。本件は緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるところでございます。

2ページをお願いいたします。内容につきましては、令和2年度占冠村一般会計補正予算、第7号で、歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出の予算をそれぞれ28億4760万円とするもので、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業のうち、接種対象者への通知及びシステム改修など、接種準備費用を計上するものでございます。

歳入からご説明を申し上げます。議案書7ページをお願いいたします。14款、2項、国庫補助金におきまして3目、衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金188万9千円の増額でございま

す。

8ページをお願いいたします。18款、1項、繰入金におきまして1目、財政調整基金繰入金は11万1千円の増額でございます。

次に歳出についてご説明を申し上げます。9ページをお願いいたします。4款、1項、保健衛生費におきまして2目、予防費は消耗品費10万円、印刷製本費5万円、通信運搬費11万円、新型コロナウイルスワクチンクーポン券印刷業務130万円、新型コロナウイルスワクチン対応ツール導入業務44万円の増額でございます。

戻りまして3ページ及び4ページになります。補正後の歳入歳出予算は第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(児玉眞澄君) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

3番、五十嵐正雄君。

○3番(五十嵐正雄君) この間、村では58回ほどのコロナの対策会議等を実施して、万全の体制で取り組んできたと思えますけれども、この度、国の補助金等で住民の多くの人達が熱望しているコロナワクチンの接種が具体的にこれから取り組んでいくということになってきます。

そこで、これを進めるにあたっての実施要領というか、そういったものができているかどうか、そのへんについて伺いたいと思います。

○議長(児玉眞澄君) 住民課長、小尾雅彦君。

○住民課長(小尾雅彦君) 今般準備されるワクチン接種の体制確保ということで、準備の諸経費ということで専決処分の承認を得る

べく予算を提出させてもらっています。

実施要領の準備ですが、国から示されています自治体向けの実施要領、そして、病院関係ということで実施を伴います、うちで言えば診療所と、医療機関向けの実施要領ということで示されておりますので、まだ詳細は診療所との詰めが途中でありまして、どうしても感染対策も講じながら実際には4月に入ってからワクチン接種となる状況ですけれども、できれば3月中にでも実施要領に基づいて、人手が診療所だけでは足りませんので、村の住民課の職員もワクチン接種に際してのシミュレーションをしながら、実施予定日の日取りがまだ決められないものですから、ワクチンの配備と共に、そういったことも含めて住民の方へご案内できるように準備したいと思っています。

ワクチン接種が本格的に始まる前にはきちんとした体制でミスがなく対処できるように事前のデモンストレーションも考えて対処していきたいと考えています。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 具体的な実施は4月頃になるということなんですけれども、国のほうからいけば、まず医療従事者とか介護等の福祉施設で働いている人たち、そういったのをまずやっつけていかなければならないということが言われているわけです。一般住民を含めて4月から実施するというのであれば、国が言っているような形で地方自治体ではできないのかということだと思んですけども、そのへんの考え方については、体制ができれば医療関係者とか、福祉施設等の職員の人たち等を優先的にやっていくとか、そういったことがあって、一般住民については今の状況から言えば4月になると、こういう理解で良いのか。そのへん再度、考え方を伺いま

す。

○議長（児玉眞澄君） 住民課長、小尾雅彦君。

○住民課長（小尾雅彦君） 五十嵐議員の言われるように、優先順位が国から示されておりますので、一段階目は医療従事者、そして65歳以上の高齢者というようなことで国の指示の下、順を追って対処していきたいと思っております。

うちで懸念されるのが、医療従事者で約30人、高齢者の65歳以上の1月1日基準の人口が320人ということで、今現在配布が予定されているファイザー製のワクチンについては、1170ロットということで、配分量の全体枠が大きいんですよ。高齢者と医療従事者を合わせても350人ですから、小分けをしていただかないと診療所まで届かないという状況が課題としてあります。その調整については富良野保健所に、占冠、南富良野もそうですけれども、1千人に満たない優先順位の数ですので、そういったところの調整も道でしていただいて、冷凍庫は各自治体に配備されるんですけれども、国が行っている配送が大きい単位なものですから、小分けしなくてはならないという課題があります。

今現在は、医療従事者が先に接種、65歳以上が4月に入ってからということで、一般の住民の方々は5月以降になるという予定であります。これも国から示されている優先順位の接種の方法ということです。準備は着々としていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑ありませんか。

1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 今、予算で委託料としてクーポン券印刷業務があります。これは

今おっしゃっていたワクチン接種実施の4月以降、5月以降、区分されるんでしょうけれども、クーポン券がそれぞれに発送されるということですのでよろしいんですか。

○議長（児玉眞澄君） 住民課長、小尾雅彦君。

○住民課長（小尾雅彦君） 今回の準備経費にありますクーポン券印刷事業ということで130万円の委託料の計上です。この経費につきましては、今現在、ワクチン接種優先順位とされている65歳以上の方の諸々の経費で見積りいただいている関係でいけば、クーポン券の用紙代ですとか、封筒、どうしても副反応ということで症状が懸念されますので、そういったものの印刷物の封入、それとクーポン券の処理というようなことで、内訳的には、65歳以上の接種券の分が約90万円、それ以降の優先順位とされる方々の経費ということで40万円です。

国からは3月中に住民に周知しなさいということで、それに伴う経費なんですけれども、クーポン券だけを先に郵送しても一体いつから予防接種が始まるんだということで、まだ時期が未定なものですから、村で独自にワクチン接種ができそうな時期のご案内も含めて対処していきたいと思っていますので、極力混乱のないように優先順位とされる方々へ、クーポン券と予診票、接種日のご案内といった内容物で対処していきたいと思っています。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑ありませんか。

2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） コロナの関係で、医療機関の方、高齢者、一般の流れでいくということで、大枠の流れは分かっているんですけども、具体的に話を進めていった段階で、

私はまだ本当に安全かどうか分からないから怖くて打ちたくないわ、という方が出た時の対処はどういうふうに考えていますか。

○議長（児玉眞澄君） 住民課長、小尾雅彦君。

○住民課長（小尾雅彦君） 藤岡議員のご指摘の内容ですけれども、医療従事者の方でも一般の住民の方でも、副反応の症例がワクチン接種が始まって懸念される方がいらっしゃると思います。行政サイドとしては、コロナに罹患するよりはワクチン接種をということでご案内したいとは思っていますけれども、副反応を懸念される方に無理には、任意接種ですのでお願いはできないので、そういった心配がおりの方については、十分理解して、対処せざるを得ないと思っております。

無理強いでおすすめはしないということで、住民個人の判断に寄りますということでご案内したいと思っております。事前に保健師等も対応して、説明もさせてもらいながらご案内したいと思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから承認第1号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第5 議案第1号

○議長（児玉眞澄君） 日程第5、議案第1号、令和2年度占冠村一般会計補正予算、第8号の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） それでは議案第1号、令和2年度占冠村一般会計補正予算、第8号についてご説明を申し上げます。議案書11ページになります。令和2年度占冠村一般会計補正予算、第8号は、村税の徴収猶予、減額による収収減少に対応するためのもので、歳入歳出予算の追加、減額はなく、歳入科目の組替えを行うものと、地方債の追加2件でございます。

以下、内容についてご説明を申し上げます。15ページをお願いいたします。歳入についてご説明を申し上げます。1款、1項、村民税におきまして2目、法人税は法人税割現年課税分で4千万円の減額です。

1款、2項、固定資産税において、1目、固定資産税は現年課税分1億3330万円の減額となっております。

21款、1項、村債におきまして1目、総務債は猶予特例債1億3330万円の増額、減収補填債は4千万円の増額でございます。

戻りまして12ページになります。補正後の歳入歳出予算は第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

13ページをお願いいたします。地方債の補正につきましては、猶予特例債及び減収補填債の追加で第2表、地方債補正のとおりでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質問者はページ数を明らかにし、質疑・答弁は要点を明確に、簡潔に発言してください。

質疑はありませんか。

6番、小林潤君。

○6番（小林潤君） 法人税、固定資産税ということで納入猶予ということですが、猶予期間は、新聞等で見ると国税は半年ですとか1年あるんですけども、うちの場合の固定資産税、法人税の猶予期間、あくまでも猶予ですから、元々あった税金は最終的には払ってもらうんですよね。猶予の期間は当然決まっていると思いますので、その期間を確認させてください。

○議長（児玉眞澄君） 総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） お答えいたします。猶予期間につきましては、国と同じと示されておりますので1年間となっております。

法人税に関しまして、あくまでも猶予につきましては固定資産税の部分になります。法人税につきましては法人事業税のほうが減額、申告しないということで申し入れがございまして、それを受けて、当初予算で見ていたものを落とすというような形で補正させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから議案第1号、令和2年度占冠村一般会計補正予算、第8号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。したがって議案第1号は原案のとおり可決しました。

◎日程第6 同意案第1号

○議長(児玉眞澄君) 日程第6、同意案第1号、監査委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

5番、下川園子君は地方自治法第117条の規定により、除斥の対象になりますので、退場を求めます。

(下川園子君退場)

○議長(児玉眞澄君) 提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長(田中正治君) 議案書の17ページになります。同意案第1号、監査委員の選任につき同意を求めることについて。

下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めます。令和3年2月9日提出、占冠村長、田中正治。

記、住所、占冠村字上トマム。氏名、下川園子、昭和51年12月3日生。

なお、下川氏の経歴については裏面に記載しておりますのでご参照願います。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(児玉眞澄君) これで提案理由の説明を終わります。

これから本案に対する質疑を行います。質

疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略し、これから同意案第1号、監査委員の選任につき同意を求めることについての件を採決します。

本案について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

○議長(児玉眞澄君) 起立多数です。

したがって、本案については同意することに決定しました。

下川園子君の入場を許します。

(下川園子君入場)

◎閉会宣言

○議長(児玉眞澄君) 以上をもって今臨時会に付議された案件はすべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年第1回占冠村議会臨時会を閉会します。

閉会 午前11時10分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 3 年 2 月 24 日

占冠村議会議長 児 玉 眞 澄

占冠村議会副議長 大 谷 元 江

(署名議員)

占冠村議会議員 五十嵐 正 雄

占冠村議会議員 小 林 潤